

第2次丸亀市協働推進計画

－ 信頼でつながり 市民等の力が活かせるまちへ －
令和6年度（2024年度）－ 令和10年度（2028年度）

基本 理念

市民等の力が活かせる協働のまち・
いきいきとした個性豊かで活力あふれるまち

計画の策定について

1. 協働の必要性と計画の趣旨

近年、社会を取り巻く状況が大きく変わる中で、市民の生活様式の変化とともに地域の課題も多様化、複雑化し、従来の画一的な行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなっています。

こういった課題を解決し、市民一人ひとりが満足できるまちを創造し、より多くの人々に愛される丸亀市を目指すためには、行政とともに市民やコミュニティ、市民活動団体、事業者といった多様な主体が協力し、まちづくりを進めていくことが重要であり効果的です。

様々な社会状況の変化に対応しつつ、多様な主体による幅広い連携を推進し、活力あるまちづくりに向けて「第2次丸亀市協働推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

丸亀市の憲法にあたる条例 **丸亀市自治基本条例** 平成18年(2006年)制定
基本原則 ①人権の尊重 ②情報の共有 ③市政に参画する機会の保障
④協働のまちづくり ⑤自主的な自治活動の尊重

第二次丸亀市総合計画 前期基本計画
平成30年(2018年)～令和3年度(2021年度)

第二次丸亀市総合計画 後期基本計画
令和4年(2022年)～令和7年度(2025年度)

－ 5つの基本方針 －

- ①心豊かな子どもが育つ
- ②安心して暮らせる
- ③活力みなぎる
- ④健康に暮らせる
- ⑤みんなでつくる

分野別計画

信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例
平成19年(2007年)制定

丸亀市協働推進計画
平成20年(2008年)～平成23年度(2011年度)

丸亀市協働実行計画
平成26年(2014年)～令和5年度(2023年度)
令和3年3月 マルタス開館

第2次丸亀市協働推進計画
令和6年(2024年)～令和10年度(2028年度)



施策の柱Ⅰ 協働の意識醸成と担い手の育成

施策1 情報の発信・共有

施策の方向性

まちづくりや地域の現状・課題などに、より多くの市民等に関心を持っていただけるよう、多様な媒体・手法を活用しながら市民等の視点に立ち、市政情報を分かりやすく発信します。

主な取組内容

- ・ 広報誌やホームページ、SNSなど多様な媒体による相手に伝わる情報発信
- ・ 情報を整理し、誰もが情報を入手しやすい環境を整備

施策2 対話の場づくり

施策の方向性

様々な立場や世代の人が気軽に参加し、地域の課題や活性化について情報交換ができる場の提供を行います。

主な取組内容

- ・ 誰もが気軽に参加でき、地域活性化のための情報や意見を交換できる「対話の場」を設置
- ・ 対話が円滑に進むよう支援するファシリテーターの育成

施策3 担い手の育成・支援

施策の方向性

新たな市民活動や協働の創出に向けて、それぞれの重要性や理解が深まるように講座等を開設します。また、様々な担い手をつなぐコーディネーターの育成を行います。

主な取組内容

- ・ 協働の考えを整理したマニュアルの作成と活用
- ・ まちづくりや地域課題への興味関心を促す講演会などの開催

施策4 市職員の意識醸成とマルタスの活用促進

施策の方向性

市職員の地域活動・市民活動や協働の必要性に対する理解を深め、市民等が市への協働の提案や相談などをしやすい環境づくりを進めます。

主な取組内容

- ・ 協働を積極的に推進するため、協働の実践に結び付く研修を実施
- ・ 情報や協働事例について市職員とマルタスとの共有を促進



No.	成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
1	協働のまちづくりが行われていると思う市民の割合	37.2%	45.0%
2	地域活動・市民活動に参加したことがある市民の割合	53.8%	60.0%

施策の柱Ⅱ 地域活動・市民活動に対する支援の充実

施策1 地域活動への支援の充実

施策の方向性

地域住民の連携意識の向上や、まちづくりへの参画意欲の向上を目指し、環境整備や自主的な活動への支援を行います。

主な取組内容

- ・防災拠点や地域活動拠点としてコミュニティセンターの整備を実施
- ・コミュニティの運営や事業に対する財政支援や情報共有を実施

施策2 市民活動への支援の充実

施策の方向性

マルタス機能のさらなる充実のほか、市民活動団体の基盤強化へ向けた支援や制度の導入を行います。

主な取組内容

- ・活動の悩みや課題を相談できる体制の強化
- ・市民活動保険制度の導入

施策3 団体間の連携の促進

施策の方向性

提案型協働事業の周知や実績について情報発信を行うとともに、マルタスの中間支援機能の発揮により、団体間などの連携を促進します。

主な取組内容

- ・説明会や報告会の開催による提案型協働事業の推進
- ・中間支援機関の充実

No.	成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
1	コミュニティセンター利用者数	(R4年度) 233,161人	(R9年度) 290,000人
2	市と協働して事業を行ったことがあると回答した市民活動団体の割合	40.3%	60.0%

施策の柱Ⅲ 多様な主体による協働の推進

施策1 事業者の地域活動・市民活動や連携の促進

施策の方向性

すでに事業者が行っている社会貢献活動について広く周知するとともに、より多くの事業者が専門的な知識や事業者ならではの強みを活かせる場の創出に努めます。

主な取組内容

- ・連携協定による取り組みの情報発信
- ・市政への参画促進とネットワーク体制の強化

施策2 若い世代の地域活動・市民活動への参加促進

施策の方向性

マルタスを活用した、若い世代の市民活動を支援するとともに、これまで地域活動や市民活動に取り組んだことがない若い世代に対して、参加促進に向けた事業を推進します。

主な取組内容

- ・若い世代が気軽に参加できるイベントの開催
- ・若い世代の地域交流と地域活動の促進

No.	成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
1	市と協働して事業を行ったことがあると回答した事業者の割合	24.2%	30.0%
2	マルタスにおいて、学生が運営に関わって行う事業の件数	(R4年度) 3件	(R9年度) 5件



進行管理

本計画の進行管理は毎年度、数値目標等および効果の可視化が難しい取り組み等について、担当課が進ちょく状況の点検を行います。また、令和10年度には、市民・市民活動団体・事業者を対象とする協働のまちづくりに関するアンケートの実施などにより、施策の柱ごとに設定している成果指標の達成度を確認します。

地域づくり課では、本計画に基づく取り組みや各課が取り組む協働事業の進ちょく状況と点検結果などについて丸亀市自治推進委員会に報告を行い、いただいたご意見を担当課にフィードバックするとともに、市民等に公表します。丸亀市自治推進委員会でいただいた意見を次年度に反映させることにより事業の効果を高めながら、協働のまちづくりを推進します。

丸亀市市民交流活動センター「マルタス」の活用

1. マルタスの設置目的

丸亀市市民交流活動センター「マルタス」は、協働の拠点施設として令和3年3月に開館しました。協働の担い手である市民や市民活動団体、またその他多様なまちづくりの主体の交流を推進し、市民活動への参画意欲の醸成と協働の更なる発展に向けて取り組む施設です。

マルタスでは、多種多様な市民活動やその活動に関する展示のほか、活動者向けのセミナーの開催、市民活動やNPO法人等の運営に関する相談も受け付けています。

2. マルタスの取り組み

- (1) 情報発信事業
- (2) 市民活動支援事業
- (3) 子供を中心とする多世代交流事業
- (4) 学習環境充実事業
- (5) 書棚や空きスペースを利用した交流事業
- (6) 貸館事業



3つの「きょうどう」のちがい



1 **協働** 様々な人や団体等が同じ目的のために協力しあいそれぞれが異なる役割のもと活動すること

2 **協同** 同じような立場の人が同じ目標の達成に向けて役割を分担して活動すること

3 **共同** (同じ場所で) 一緒に活動すること

丸亀市協働推進部地域づくり課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL : 0877-24-8853 FAX : 0877-24-8863

E-mail chiiki-k@city.marugame.lg.jp

「第2次丸亀市協働推進計画」について
詳しくはHPをご覧ください



第2次丸亀市協働推進計画

